

平成21年 3月26日
(事務連絡)

自立支援医療費(精神通院)
関係医療機関 事務担当者 殿

鹿児島県障害福祉課精神障害者係長

自立支援医療費(精神通院)の特例延長及びシステム化に伴う事務処理について

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
かねてより自立支援医療(精神通院)の事務処理につきましては、御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、障害者自立支援法に基づく自立支援医療(精神通院)の「重度かつ継続に該当する一定所得以上の者」に対する特例及びシステム化に伴う事務処理について下記のとおりお知らせします。

記

1 「重度かつ継続に該当する一定所得以上の者」における経過的特例が延長されることに伴う職権発行に関すること

平成21年2月4日付け事務連絡(下記の鹿児島県ホームページに掲載)で職権発行による受給者証の送付は3月中旬以降としていましたが、政省令改正が遅れ3月末になる見込みのようです。

改正を待って発行しますので、精神保健福祉センターが発行した受給者証が市町村経由で受診者、医療機関に届くのは4月上旬になる場合があるかと思いますが、経過的特例が平成21年4月1日以降も延長されたものとして取り扱ってください。

2 システム化による事務の変更

平成21年度から本県では自立支援医療(精神通院)及び精神保健福祉手帳の台帳管理、発行等をシステム化します。これに伴う変更点は次のとおりですので、御協力をお願いします。(手帳に関しては医療機関での事務処理に変更はありません。)

- ① 自立支援医療(精神通院)医療受給者証がシステムから出力されたものになる。
 - ・ 新受給者証の公印は印影印刷されています。
 - ・ 平成20年3月下旬以降の申請分から順次新受給者証に切り替えます。
 - ・ 上記職権発行分も新受給者証で発行する予定です。
- ② 自立支援医療(精神通院)に関する諸様式が変更になります。
 - ・ 「自立支援医療(精神通院)受給者証認定申請書(新規・再認定・変更)」、「自立支援医療(精神通院)受給者証記載事項変更届」の様式を変更します。
 - ・ 新様式及び診断書様式(変更なし)は県のホームページ(保健福祉→障害者・社会福祉→自立支援法→自立支援医療(精神通院)の給付)に掲載してありますので、様式をダウンロードして使用してください。これに伴い印刷物としての様式の配付は取り止めさせていただきます。

http://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/syogai-syakai/ziritushien/seishin_iryuu2.html

- ・ 現在、市町村、医療機関が保有している様式はなくなるまでは使用してかまいません。

③ 病院・診療所の「薬局」「訪問看護事業者」指定について

受給者証の「病院・診療所」欄に記載されている病院・診療所が、薬剤の院内処方、訪問看護を行う際は、受給者証の「薬局」「訪問看護事業者」欄に病院・診療所名を記載する必要はありません。申請書の「薬局」「訪問看護事業者」欄に病院・診療所名を記載しても、新受給者証に名称は記載されません。

3 自立支援医療(精神通院)の診断書の提出頻度について

「毎年提出」から「2年に1度の提出」に改正される予定に関しては、まだ国から詳細についての連絡がありません。通知がありしだい連絡しますが、平成22年度からの適用となるようですので、当面は従来どおりの取り扱いとってください。